

令和7年度第6回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年9月5日（金）13時26分～13時52分

2. 開催場所 東金中央コミュニティセンター 講堂

3. 議 案 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について 5件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について 3件
議案第3号 農業経営改善計画について

4. 報 告 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 2件
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について 1件
報告第3号 地目変更登記申請に係る登記官からの照会について 6件
報告第4号 地籍調査事業に伴う農地の地目変更に係る照会について 5件

5. 出席委員 14名

会長8番吉井亨、1番野口哲由、2番細谷修、3番中田好一、4番農宮弘子、5番平山光子、7番池田繁雄、9番石井政樹、10番市原勉、11番齊藤ひろ子、12番子安明宏、13番秋山美徳、14番片岡孝、15番戸田敏一

6. 欠席委員 1名

6番篠崎輝武

7. 事務局 山老事務局長、小川主査

8. 議事録

議 長 委員定数15名中、14名出席しておりますので、総会は成立しております。
定足数に達しておりますので、これより令和7年度第6回農業委員会定例総会を開会いたします。それでは議事に入ります。

初めに、議事録署名人の指名であります。本日は、12番子安委員と13番秋山委員を指名します。両委員、宜しく願いいたします。

また、本日の会議書記には事務局の小川主査を指名します。

なお、発言につきましては、議長の指名後をお願いいたします。審議の過程を詳細に議事録に記録しなければなりませんので、議事の進行にご協力をお願いいたします。

また、個人情報保護の観点から申請者の氏名、住所など個人が特定される発言はご遠慮いただくようお願いいたします。

それでは審議に入る前に事務局より本日の議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、本日の議案についてご説明申し上げます。議案書の1ページをお願いします。本日の議案は、3議案です。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認については、5件、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の承認については、3件、議案第3号、農業経営改善計画について、でございます。

 なお、農地法に係る議案の現地調査につきましては、令和7年8月29日午前9時より、3班の細谷委員、石井委員、斉藤委員、秋山委員、片岡委員にご出席いただき、実施いたしました。

 以上、ご報告申し上げます。

議 長 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。

 申請番号1及び2につきまして、関連しておりますので一括して石井委員より意見発表をお願いします。

9 番 番号1及び2について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転、交換の申請です。申請地は川場字殿野の畑、138平方メートルと、畑、145平方メートルの農地です。譲渡人、譲受人は使い勝手が悪かったため、交換して利用しやすいようにしたいとのこと。8月29日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議 長 次に、申請番号3につきましても、石井委員より意見発表をお願いします。

9 番 番号3について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は松之郷字関ノ戸、畑2筆、730平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は農地を管理できないため、譲受人は農業経営拡大のためです。営農計画においては、水稻の作付を予定しております。8月29日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、許可相当と判断します。以上です。

議 長 次に、申請番号4につきまして、細谷委員より意見発表をお願いします。

2 番 番号4について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は東中字荒久及び北荒久3筆の畑、1,979平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は営農規模を縮小するため、譲受人は営農を効率的に行うためです。営農計画においては、コメ、柿、レモンの作付を予定しております。8月29日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議 長 次に、申請番号5につきまして、秋山委員より意見発表をお願いします。

13番 番号5について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は宿字申新田2筆の畑と1筆の田、宿字北上野1筆の畑と3筆の田、宿字南原2筆の畑と3筆の田、宿字東4筆の田、宿字熊沢3筆の田、宿字久々井2筆の田、家徳字長十郎野2筆の田、家徳字北上宿1筆の畑です。合計合計24筆、21,492平方メートルの農地です。譲渡人は農業法人に農地を集約し営農を効率的にするため、譲受人は営農を効率的に行うためです。8月29日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議 長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 議案書の4ページから6ページをお願いいたします。

申請番号1及び2は、交換による所有権移転の申請です。場所は、川場の菊池キムチ店の南東、約250メートルに位置しています。申請理由は、農地の使い勝手が悪かったため、隣接する互いの農地を交換して利用しやすくするためです。作付作目は、野菜一般です。3条許可基準への適合ですが、いずれも従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

申請番号3は、売買による所有権移転の申請です。場所は、ときがね湖北側駐車場の北西、約600メートルに位置しています。譲渡人は農地を管理できないため、譲受人は農業経営拡大のため、売買することとなったものです。作付作目は、水稻です。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

申請番号4は、売買による所有権移転の申請です。場所は、東中地区の東金重機サービスの北、約500メートルに位置しています。譲渡人は営農規模を縮小するため、譲受人は営農を効率的に行うため、売買することとなったものです。作付作目は、柿、レモンです。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

申請番号5は、売買による所有権移転の申請です。場所は、宿の集落内及び宿の集落と細屋敷川に囲まれた水田地帯、また、家徳の集落内に点在しています。譲渡人は農業法人に農地を集約させるため、譲受人は営農を効率的に行うため、売買することとなったものです。作付作目は、水稻、柿、レモンです。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の補足説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。
議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。出席委員全員の賛成により原案どおり可決されました。
次に、議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。
申請番号 1 につきまして、斉藤委員より意見発表をお願いします。

1 1 番 番号 1 について説明いたします。本件は、農地法第 5 条の規定による転用を伴う所有権移転の申請です。申請地は、家徳字上南の畑 1 筆、面積 3 3 0 平方メートルの農地です。転用の目的は資材置場で、自宅と隣接しており作業効率向上のためです。資材置場として使用するため給水や汚水の処理はなく、雨水は地下浸透です。8 月 2 9 日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。事業計画書、残高証明書、両総土地改良区等、申請に必要な書類も全て整っておりますので許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 次に申請番号 2 につきまして、片岡委員より意見発表をお願いします。

1 4 番 番号 2 について説明いたします。本件は、農地法第 5 条の規定による使用貸借権を伴う転用の申請です。申請地は、北之幸谷字杉ノ木の畑 1 4 7 平方メートルの農地です。転用の目的は、専用住宅 1 棟の建設です。排水については、汚水は合併浄化槽設置の上、側溝へ放流します。雨水は浸透ますを設置し、宅内処理をする計画です。周辺農地の被害防止策は、工事中は防災ネットにて囲い、周辺の災害を防止します。申請に必要な書類も全て整っており許可相当と判断します。以上です。

議 長 次に申請番号 3 につきまして、細谷委員より意見発表をお願いします。

2 番 番号 3 について説明いたします。本件は、農地法第 5 条の規定による所有権移転を伴う転用の申請です。申請地は、下武射田字南街の畑 9 4 5 平方メートルの農地です。転用の目的は建売分譲住宅 2 棟の計画です。汚水は合併浄化槽を設置し側溝へ排水。雨水は敷地内浸透。周辺農地への被害防除対策、土砂流出対策として境界にはブロック積みをする。また本件土地には土は入れないこととする。下武射田区長の排水同意書も添付されています。申請に必要な書類も全て整っており許可相当と判断します。以上です。

議 長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 議案書の7ページをお願いいたします。

申請番号1は、売買による所有権移転を伴う転用の申請です。場所は、介護老人保健施設あさいケアセンターの北西、約150メートルに位置しています。転用の目的は資材置場用地です。譲受人は交通信号機の設置工事業を運営しておりますが、作業効率を図るため、現在借りている資材置場から、自宅に隣接する本件土地に資材置場を移転するものです。立地基準につきましては、申請地は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額、自己資金により賄う計画となっており、残高証明書が添付されています。

申請番号2は、使用貸借権の設定を伴う転用の申請です。場所は、東金警察署の北東、約250メートルに位置しています。転用の目的は専用住宅1棟の建築です。譲渡人と譲受人の関係は、親子です。立地基準につきましては、申請地は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額、金融機関からの融資により賄う計画となっており、融資証明書が添付されています。

申請番号3は、売買による所有権移転を伴う転用の申請です。場所は、セブンイレブン東金武射田店の南東、約150メートルに位置しています。転用の目的は建売分譲住宅2棟用地です。立地基準につきましては、申請地は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額、自己資金により賄う計画となっており、残高証明書が添付されています。

説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 事務局の補足説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。出席委員全員の賛成により原案どおり可決されました。

次に、議案第3号、農業経営改善計画について審議に入りますが、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に関する案件がございますので、1番野口委員及び10番市原委員は退室をお願いいたします。
一時休憩します。

(野口委員及び市原委員、退室)

議 長 再開します。
農政課より説明願います。

農政課 それでは議案第 3 号についてご説明をさせていただきます。
農業経営基盤強化促進法第 12 条の規定により、意見を求められた案件は再認定 2 件、計画変更 1 件でございます。別冊の 1 ページをご覧ください。極楽寺の農業者で営農類型は水稻です。経営改善につきましては、収益・収量の向上にて経営安定を図るものです。機械・施設につきましては、加温機やトラクターを導入する予定です。
続きまして別冊の 4 ページをご覧ください。滝沢の農業者で営農類型は複合経営です。経営改善につきましては、農地集積による規模拡大を図るものです。機械・施設につきましては、トラクターや田植え機を導入する予定です。
続きまして別冊の 7 ページをご覧ください。菱沼の農業者で営農類型は水稻と露地野菜です。この方は令和 7 年 3 月の総会にてご審議いただきました計画の変更です。以前は個人での営農を予定しておりましたが、お孫さんも経営に加わるようになったため、ご家族で認定を取り直すものとなっております。
以上、再認定 2 件、計画変更 1 件の申請内容を説明させていただきましたが、これらの計画内容は、農業経営基盤強化促進法第 12 条第 4 項の各要件に該当しておりますので、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 農政課の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしと声がありましたので、採決に移りたいと思います。
議案第 3 号、農業経営改善計画について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。出席委員全員の賛成により原案どおり可決されました。
一時休憩します。野口委員及び市原委員の入室を許可します。

(野口委員及び市原委員、入室)

議 長 再開します。
次に、報告第 1 号から第 4 号について、事務局から説明願います。

事務局 議案書の 9 ページをお願いいたします。
報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」です。7 月 26 日から 8 月 25 日までに受付した案件は 2 件です。相続により所有権を取得した

もので、いずれも斡旋等の希望はありません。

議案書の10ページをお願いいたします。

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」です。7月26日から8月25日までに受付した案件は1件です。双方合意による賃貸借の解約です。議案書の11ページをお願いいたします。

報告第3号「地目変更登記申請に係る登記官からの照会について」です。6件の照会があり、現地調査を8月8日と22日に実施いたしました。調査の結果、照会番号6につきましては、雑草が繁茂しているものの、通常の農耕機械で農地に復元できることから「農地」で回答し、その他はすべて農地への復元が困難な状況であると判断し、「非農地」で回答したものであります。

議案書の12ページをお願いいたします。

報告第4号「地籍調査事業に伴う農地の地目変更に係る認定について」です。令和7年7月24日付けで東金市長より、農地5筆について照会がありました。現地調査したところ、すべて「非農地」で回答したものでございます。

報告事項については、以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(なし)

議 長 無ければ、以上で、本定例総会に提出された案件はすべて終了しました。これをもって、定例総会を閉会といたします。慎重審議ありがとうございました。

令和 7 年 9 月 5 日